

2025年5月16日

吸収分割に係る事前開示書類

東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
株式会社 yutori
代表取締役 片石 貴展

東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
株式会社 YZ
代表取締役 船橋 誠

株式会社 yutori(以下「吸収分割会社」といいます。)と株式会社 YZ(以下「吸収分割承継会社」といいます。)とは、2025年5月14日付で吸収分割会社がヤングカルチャー事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行う旨の吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割を行うに際して、吸収分割会社が会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に基づき、また、吸収分割承継会社が会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容
別紙1のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

吸収分割会社が本吸収分割に際して交付される株式の数につきましては、吸収分割会社が吸収分割承継会社の発行済株式の全部を所有しており、かつ、本吸収分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式の全てが吸収分割会社に交付されること、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。また、本吸収分割による吸収分割承継会社の資本金及び準備金の増加額は、本吸収分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び吸収分割会社から承継する資産を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項
該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度にかかる計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度にかかる計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)からご覧いただけます。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社について次に掲げる事項

(1) 会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2025年5月2日に設立されたため、確定した最終事業年度はありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は以下のとおりです。

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000	株主資本	10,000
現金及び預金	10,000	資本金	5,000
		資本準備金	5,000
資産合計	10,000	負債・純資産合計	10,000

(2) 会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、本吸収分割後、いずれも資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ想定されていないことから、本吸収分割後においても両社の債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

株式会社 yutori(以下「甲」という。)及び株式会社 YZ(以下「乙」という。)は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件会社分割」という。)について、以下のとおり吸収分割契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日(第 5 条において定義する。)をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のヤングカルチャー事業(以下「本件対象事業」という。)に関して有する第 2 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 (承継する権利義務)

1. 甲は、2025 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(その詳細は別紙に定める。)を、本件効力発生日において乙に移動し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとし、本件会社分割後、甲は承継する債務について乙と連帯して責任を負うものとする。

第3条 (分割対価の交付)

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、乙の普通株式 10,000 株を甲に対して交付する。

第4条 (乙の資本金及び準備金)

乙は、本件会社分割により資本金を金 96,000,000 円増加して金 101,000,000 円とし、本件会社分割により乙の資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第5条 (効力発生日)

本件会社分割がその効力を生ずる日(以下「本件効力発生日」という。)は、2025 年 8 月 1 日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、本件効力発生日を変更することができる。

第6条 (分割承認決議等)

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会における本契約の承認、債権者保

護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条 （競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第8条 （会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両社協議するものとする。

第9条 （本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （本契約の効力）

2025年7月31日までに第6条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認、並びに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第11条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

但し、電子署名サービスを用いる場合には、本書の電子ファイルを作成し、それぞれ合意の後、電子署名を施し、各自その電子ファイルを保管する。

2025年5月14日

甲：東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
株式会社 yutori
代表取締役 片石 貴展

乙：東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
株式会社 YZ
代表取締役 船橋 誠

承継対象権利義務明細表

甲は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加除した、甲の本件対象事業に関する甲の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

本件対象事業に関する資産のうち、本件対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(1) 流動資産

現金及び預金、商品、並びに貯蔵品等の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

建物付属設備及び工具器具備品等の有形固定資産

② 無形固定資産

のれん等の無形固定資産

③ 投資その他の資産

敷金等の投資その他の資産

2. 承継する負債

下記3に記載された契約に基づくもので、本件対象事業の運営に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

(1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員(甲及び乙で合意した従業員に限る。)との間の雇用契約。

(2) 雇用契約以外の契約

本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。

(3) 知的財産権

知的財産権は承継しないものとし、乙が本件対象事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

以上